

安心宣言作成上の留意事項

1 安心宣言に盛り込む項目

今後、国や国の専門家会議、全国業種団体等から随時示されるガイドライン等に留意し、安心宣言に盛り込むようにしてください。

参考に安心宣言の作成例と掲示例を添付しますので、御活用ください。

2 会員事業者への安心宣言の周知と遵守

安心宣言は会員事業者に広く周知し、事業者自ら各項目の遵守をチェックできるようにするとともに、全てが遵守できた事業者は、自らその旨をホームページや事務所等に告示、貼付し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していることを広報することができます。

3 優良事例の紹介

安心宣言を遵守し、他の会員の模範となる事例については、団体のホームページなどで積極的に公開してください。

4 認定証の交付と県ホームページでの公開

彩の国「新しい生活様式」評議会（仮称）の確認を受けた団体に対して、「彩の国「新しい生活様式」安心宣言認定証」を交付します。

また、確認を受けた安心宣言は県ホームページで公開し、他の団体の参考とさせていただきます。

なお、業種別の団体等に加盟していない事業者が、確認を受けた同業種の安心宣言遵守を独自に宣言することがあることを御承知おきください。

5 その他

認定証は、原則として、業種別宣言を求められている施設・事業の団体が業種別安心宣言の確認の受けた場合に交付します。ただし、業種別宣言を求められていない施設・事業の団体が認定証の交付を希望する場合は別途御相談ください。

安心宣言作成に向けた基本的な方針

令和2年5月12日
埼 玉 県

彩の国「新しい生活様式」安心宣言又は業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言を行う際には次の事項に留意する。

ただし、今後、国や国の専門家会議、全国業種団体等から随時示されるガイドライン等にも留意し、できる限りこれらを採用する。

なお、今後、自粛要請の対象の決定に際しては、彩の国「新しい生活様式」安心宣言又は業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言実施の有無及び実施状況も勘案しつつ、県内の感染状況や医療体制等について専門家の知見も得て総合的に判断する。

(1) 業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言を求められていない施設・事業

彩の国「新しい生活様式」安心宣言（案）（別添4-2）に記されている項目を全て遵守すること（該当しないものを除く。）を条件に、業種団体として、あるいは業種に所属する事業者が本宣言を事業所やHP等に告示・貼付し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していることを広報することができる。

(2) 業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言を求められている施設・事業

業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言の作成に向けた留意事項（別添4-3）を踏まえ、業種団体別に遵守する事項を宣言として取りまとめ、彩の国「新しい生活様式」評議会の確認を得る場合、業種団体として、あるいは業種に所属する事業者が本宣言を事業所やHP等に告示・貼付し、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していることを広報することができる。

(3) 国により特に留意すべきとされた業種

当面、彩の国「新しい生活様式」安心宣言又は業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言の対象とはしない。

(4) 新型インフルエンザ特措法施行令第11条第1項第1号から第3号に掲げられた業種

彩の国「新しい生活様式」安心宣言又は業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言の対象とはしない。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言（案）

私たちは、以下のすべてを遵守することを宣言する。

1 三密を徹底的に回避します

<密閉>

- ・ 施設の換気（1時間に1回は2つの窓を同時に開けると同程度の対応）

<密集>

- ・ 感染防止のための入場者の整理（入場制限や屋外で一定の間隔を保持した状態での待機）
- ・ 受付やレジ、更衣室、喫煙所での混雑の回避、必要な場合には屋外での待機

<密接>

- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 人と人との社会的距離（1m以上できるだけ2mを目安）の確保

2. 感染防止のための対策を行います。

- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者の入場制限
- ・ 発熱又はその他の感冒様症状を呈している従業員等は即時の自宅待機
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所の最小限化
- ・ 複数の人の手が触れる場所の消毒
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の洗浄消毒、あるいは使い捨て製品の利用
- ・ 手洗いや手指の消毒の徹底
- ・ ごみを回収する際のマスクと手袋の着用
- ・ 鼻水、唾液がついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・ マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
- ・ 市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
- ・ 通常清掃後、不特定多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

3. 安全のための設備にします。

- ・ 施設の消毒
- ・ 入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の配置
- ・ 入口などに発熱者を発見するための体温計の設置
- ・ 人が対面する場所の亚克力板・透明ビニールカーテンなどでの遮蔽
- ・ ペーパータオルの設置又は個人用タオルの準備（共通タオル禁止）
- ・ ハンドドライヤーの使用中止

4. 安心に向けた工夫をします

- ・ 常時換気の努力
- ・ テーブルや椅子などの共用物品の定期的な消毒
- ・ 従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
- ・ インターネットを活用した事前予約に努め、密集を回避
- ・ ユニフォームや衣類のこまめな洗浄
- ・ スポーツなどの応援は十分な距離を保持又はオンラインで実施

5. 行いません、行わせません

- ・ 閉鎖空間での激しい運動や大声の回避
- ・ 酒類提供は19時までに制限

6. 極力制限します

- ・ 一度に休憩する人数の制限
- ・ 対面での食事や会話の制限

7. 重症化リスクに配慮します

- ・ 高齢者や持病のある方に対し、慎重で徹底した対応を検討し実施（例：高齢者が利用できる時間帯の設定など）

8. 新しい働き方に向け努力する

- ・ 在宅勤務、ローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議等の実施

業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言 作成に向けた留意事項

令和2年5月12日
埼 玉 県

業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言（例えば〇〇業彩の国「新しい生活様式」安心宣言）を策定する際には、次の2つの事項に留意する。

ただし、今後、国や国の専門家会議、全国業種団体等から随時示されるガイドライン等にも留意し、できる限りこれらを採用する。

1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の実行

すべての業種に共通する彩の国「新しい生活様式」安心宣言（案）（別添4-2）のすべてを遵守する（該当しないものは除く）。

2 業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言に盛り込む事項

上記1の共通の安心宣言に盛り込むべき事項に加え、それぞれの業種に特有の対策を盛り込むこととする。いくつかの業種における対策を例示する。

（1）食堂・レストラン・喫茶店

- ・ 個室などの密閉した部屋の使用制限
- ・ 座席の間にパーテーションを設置
- ・ 座席間隔の拡大、真正面の回避
- ・ 接客時等におけるマスクなどの着用
- ・ 客の入れ替え時における消毒や清掃
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
- ・ 密集しがちな立食形式の制限

（2）映画館・公会堂・演芸場

- ・ 入場人数の制限
- ・ 滞在時間の制限
- ・ 四方を空けた座席配置
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置や対面機会の回避
- ・ キャッシュレス機能の導入
- ・ 観客等への飲食不提供

(3) 百貨店（生活必需品以外）、ショッピングモール（食品売場を併設したものを含む。）

- ・ 入場人数の制限
- ・ 滞在時間の制限
- ・ レジ等で間隔を空けるための床へのマーキング
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置や対面機会の回避
- ・ キャッシュレス機能の導入
- ・ 人が集中しやすい状況を回避
（例：特定の時間帯の特別割引や福引イベントなどを回避）

(4) 理髪店、美容院

- ・ 滞在時間の制限
- ・ 入場時体調チェック（滞在時間が長い場合）
- ・ 四方を空けた座席配置
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置や対面機会の回避
- ・ キャッシュレス機能の導入

(5) 学習塾

- ・ 少人数での学習
- ・ 滞在時間の制限
- ・ 四方を空けた座席配置
- ・ オンライン学習など対面機会の回避

(6) 葬儀場

- ・ 滞在時間の制限
- ・ 入場時体調チェック（滞在時間が長い場合）
- ・ 座席配置に留意
- ・ 対面する場でのビニールカーテン等の設置や対面機会の回避
- ・ 葬儀後の室内での飲食を回避（必要な場合には、テイクアウト等に対応）